

証券コード 9312
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都港区海岸3丁目4番20号
ケイヒン株式会社
代表取締役社長 杉山光延

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第78期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、最新情報の一覧からご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

ケイヒン 株主総会 🔍 検索

<https://www.keihin.co.jp/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（ケイヒン）または証券コード（9312）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

(東証上場会社情報サービス)

東証上場会社情報サービス 🔍 検索

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸3丁目4番20号
当社 本社6階会議室

3. 総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第78期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役11名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款第16条の規定に基づき、以下の事項を除いております。
 - ・ 事業報告のうち、企業集団の現況に関する事項の一部(事業の経過およびその成果、対処すべき課題、財産および損益の状況、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先および借入額)、会社の株式に関する事項、新株予約権等に関する事項、会社役員に関する事項の一部(責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要、社外役員に関する事項)、会計監査人に関する事項、会社の体制および方針
 - ・ 連結計算書類
 - ・ 計算書類
 - ・ 監査報告書なお、監査役および会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎ ご送付している書面の項番等は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおつやすゆき 大津育敬 (1949年7月4日生)	1978年9月 ケイヒン アメリカ コーポレーション 代表取締役社長 1984年4月 当社社長室長 1985年6月 取締役 1986年4月 常務取締役 1989年6月 専務取締役 1991年6月 代表取締役社長 2019年4月 代表取締役会長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・エヴェレット スティームシップ コーポレーション 代表取締役会長	53,707株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり代表取締役として会社を経営し、グループ会社を含めた当社グループの事業活動を統轄しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			
2	すぎやまみつのぶ 杉山光延 (1961年6月5日生)	1985年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2008年2月 当社営業統轄部担当部長 2008年6月 取締役 2013年6月 常務取締役 2016年6月 専務取締役 2019年4月 代表取締役社長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・エヴェレット スティームシップ コーポレーション 代表取締役社長	3,450株
【取締役候補者とした理由】 常務取締役・専務取締役を歴任して会社経営に深く携わり、現在は代表取締役社長として会社を経営しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	関本 篤弘 (1958年7月30日生)	1981年4月 当社入社 2008年6月 取締役 2016年6月 常務取締役 2019年4月 専務取締役営業部門担当 兼 宅配統轄部長 2022年6月 専務取締役営業部門管掌 宅配統轄部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長	4,800株
	【取締役候補者とした理由】 流通加工・配送等に係る事業を統轄する部門の責任者を務め、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しているほか、営業部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
4	大津 英敬 (1985年6月21日生)	2009年4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン入社 2015年4月 当社営業統轄部副部長 2016年4月 社長室長 兼 システム統轄部長 2016年6月 取締役 2019年4月 常務取締役 2022年6月 専務取締役管理部門管掌 社長室長 兼 システム統轄部長 (現在)	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 他社での経験に加え、経営企画・情報システム部門の責任者を務めるとともに、管理部門を統轄し、専務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
5	坂井 賢敏 (1958年11月21日生)	1982年4月 当社入社 2012年6月 取締役 2019年4月 常務取締役海上・ターミナル営業部長 2022年4月 常務取締役港湾運送営業部長 2022年6月 常務取締役国際担当 兼 港湾運送営業部長 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長 ・ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド 董事長	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 長年にわたり輸出車両輸送に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を務めるなど、国際物流事業に精通しているほか、常務取締役として会社経営に深く携わっており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	あらいまさとし 荒井正俊 (1962年5月15日生)	1985年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 1997年9月 株式会社読売広告社入社 2009年7月 当社営業統轄部担当部長 2010年4月 財務部担当部長 2012年6月 取締役財務部長（現在）	3,600株
	【取締役候補者とした理由】 他社での経験も含め財務・会計に関する深い知識を有し、当社財務部門の責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
7	よしむらひろし 吉村裕 (1966年4月24日生)	1990年4月 当社入社 2014年4月 宅配営業部副部長 2016年6月 取締役関西営業部長 2022年4月 取締役人財開発部長 2023年4月 取締役総務部長 兼 人財開発部長（現在）	2,300株
	【取締役候補者とした理由】 関西地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を経験し、グループ会社の役員を歴任するなど、国内物流事業に精通しているほか、総務・人事部門の責任者を務め、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
8	ついでしやうた 筒井章太 (1971年2月23日生)	1993年4月 当社入社 2017年4月 営業統轄部長 2019年6月 取締役営業統轄部長（現在）	1,300株
	【取締役候補者とした理由】 倉庫運営を中心とした国内物流事業での長年の経験に加え、当社グループの営業部門を統轄する責任者を務めるなど、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		
9	はなしりやういちろう 葉梨陽一郎 (1970年11月23日生)	1994年4月 当社入社 2014年4月 関東営業部副部長 2017年4月 関東営業部長 2019年6月 取締役関東営業部長（現在） 〈重要な兼職の状況〉 ・ケイヒン陸運株式会社（本店 東京都足立区） 代表取締役社長	4,100株
	【取締役候補者とした理由】 関東地区の倉庫・陸上運送等に係る部門の責任者を務め、グループ会社の役員を務めるなど、国内物流事業に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識をもって当社の経営に寄与するため、取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
10	<p style="text-align: center;">ほん ぼ よし あき 本 保 芳 明 (1949年4月20日生)</p>	<p>1974年4月 運輸省入省 2001年7月 国土交通省大臣官房審議官 2006年4月 日本郵政公社理事・専務執行役員 2008年10月 国土交通省観光庁長官 2010年4月 首都大学東京（現 東京都立大学）教授 2014年1月 国土交通省観光庁参与 2015年4月 首都大学東京（現 東京都立大学）特任教授 2015年6月 当社取締役（現在） 2017年5月 イオンディライト株式会社 社外取締役 2018年4月 首都大学東京（現 東京都立大学） 客員教授 2022年6月 東武鉄道株式会社執行役員待遇</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 国土交通省における長年の経験と経営者としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。国土交通省における経験と経営者としての経験を生かし、物流業界を含む幅広い視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	野 隆 (1956年6月24日生)	1979年 4月 株式会社横浜銀行入行 2000年 5月 同 上大岡支店長 2006年 4月 同 執行役員 2010年 4月 同 常務執行役員 2011年 6月 同 取締役常務執行役員 2012年 5月 協同飼料株式会社顧問 2012年 6月 同 取締役専務執行役員 2014年 10月 フィード・ワンホールディングス株式会社 (現 フィード・ワン株式会社) 取締役専務執行役員 2019年 4月 同 取締役副社長執行役員 2021年 4月 同 代表取締役副社長執行役員 2022年 4月 同 取締役 2022年 6月 同 顧問 2022年 6月 当社取締役 (現在)	0株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 長年にわたり会社の経営に携っており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役候補者としております。経営者としての経験と金融機関における経験を生かし、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しております。			

- (注) 1. 大津英敬氏およびその近親者は、京友株式会社の議決権を直接・間接にて100%保有しており、当社は同社と設備の購入・修繕、事務機器等のリースおよび土地建物賃借等の取引関係があります。
2. 関本篤弘氏は、ケイヒン配送株式会社代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と流通加工・配送業務の委託等の取引関係があります。
3. 坂井賢敏氏は、ケイヒン海運株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。また、同氏はケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドの董事長を兼務しており、当社は同社と国際運送取扱業務の委託等の取引関係があります。
4. 葉梨陽一郎氏は、ケイヒン陸運株式会社 (本店 東京都足立区) の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と陸上運送業務の委託等の取引関係があります。
5. その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 本保芳明氏および野口隆氏は、社外取締役候補者であります。
7. 本保芳明氏は、2025年6月開催予定の定時株主総会で京阪ホールディングス株式会社の監査等委員である社外取締役に就任予定であります。
8. 本保芳明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。野口隆氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
9. 当社は、本保芳明氏および野口隆氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、両氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

10. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者の再任・選任が承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回の契約更新時には同内容での更新を予定しております。
11. 当社は、本保芳明氏および野口隆氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

【ご参考】

各取締役候補者のスキル・マトリックス

候補者 番号	氏名	企業経営	営業	グローバル	コンプライ アンス	財務会計	人事労務
1	大津 育敬	○		○	○		
2	杉山 光延	○	○		○	○	
3	関本 篤弘	○	○		○		
4	大津 英敬	○			○		
5	坂井 賢敏	○	○	○	○		
6	荒井 正俊	○				○	
7	吉村 裕	○	○				○
8	筒井 章太	○	○				
9	葉梨陽一郎	○	○				
10	本保 芳明	○		○			
11	野口 隆	○				○	

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役野村洋資氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
野村洋資 (1955年8月13日生)	1980年4月 当社入社 1996年4月 管理本部総務部企画情報課長 2000年4月 営業統轄部リーダー 2002年4月 財務部資金チームリーダー 2008年4月 事務センター部長 2015年6月 取締役総務部長 2021年6月 常勤監査役(現在)	2,000株

【監査役候補者とした理由】

財務・会計に関する深い知識を有し、管理部門の責任者を歴任するなど、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、監査役候補者としております。

- (注) 1. 野村洋資氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、野村洋資氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。野村洋資氏の再任が承認された場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回の契約更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2022年6月29日開催の第75期定時株主総会において補欠監査役に選任されました梅村芳正氏より、一身上の都合により本総会終結の時をもって補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありました。つきましては、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
窪田和男 (1965年1月9日生)	1987年4月 株式会社横浜銀行入行 2010年10月 同 田町支店長 2015年5月 同 国際業務部長 2017年4月 同 執行役員営業本部副本部長法人営業部担当 2018年4月 同 執行役員南部地域本部長 2021年4月 フィード・ワン株式会社上席執行役員財務経理部長 2023年4月 同 常務執行役員 2023年6月 同 取締役常務執行役員 2024年4月 同 取締役常務執行役員管理本部長 兼 水産飼料部管掌 兼 経営企画部管掌 (現在) 〈重要な兼職の状況〉 ・フィード・ワン株式会社取締役常務執行役員管理本部長 兼 水産飼料部管掌 兼 経営企画部管掌	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 金融機関における長年の経験と財務・会計上の知見を当社の監査業務に反映していただけるものと判断し、補欠監査役候補者としております。また、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対して貴重な意見・助言をいただく等、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 窪田和男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 窪田和男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 窪田和男氏が社外監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。窪田和男氏が社外監査役に就任された場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 窪田和男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、世界経済の減速や地政学的リスクの影響を受けつつも、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、内需主導で緩やかな回復基調を維持しました。しかしながら、物価上昇の継続や個人消費の伸びの鈍化に加え、ウクライナ情勢の長期化、ガザ地区における停戦合意崩壊の危機、米国大統領交代による従来からの政策の変更など、世界情勢の不確実性の高まりは、依然として日本経済の先行きに不透明感をもたらしており、成長の下振れリスクを抱える不安定な状況が続いております。

このような環境下、当社グループは、お客様の多様なニーズに対応した高品質な物流サービスの提供を通じて、収益性の向上に努めてまいりました。国内物流事業においては、物流施設の拡充投資に注力し事業基盤の強化を図るとともに、国際物流事業においてもグループ内の連携を強化し、グローバルに展開する代理店との協業を推進することで新規受注の獲得に注力いたしました。これらの取り組みの結果、国内物流事業では保管・入出庫の取扱いが堅調に推移し、国際物流事業では輸出車両の海上輸送取扱いが増加したことなどにより、両事業ともに増収増益を達成いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は504億5千2百万円（前期比39億3千2百万円の増収、8.5%増）、営業利益は28億9千8百万円（前期比2億3千万円の増益、8.7%増）、経常利益は31億1百万円（前期比1億1千3百万円の増益、3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は21億8千8百万円（前期比1億3千9百万円の増益、6.8%増）となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

セグメント別事業内容および売上高

セグメント	主要な事業内容	当期 (百万円)	前期 (百万円)	前期比増減	
				金額(百万円)	比率(%)
国内物流事業	倉庫保管、倉庫荷役、流通加工、陸上運送	28,475	27,119	1,355	5.0
国際物流事業	国際運送取扱、航空運送取扱、通関、港湾作業	22,926	20,249	2,677	13.2
セグメント間 内部売上高		△950	△848	△101	—
合計		50,452	46,520	3,932	8.5

国内物流事業

国内物流事業におきましては、倉庫業は昨年稼働した東扇島流通センターと本牧埠頭流通センターの物流施設拡充が寄与したことにより保管・入出庫の取扱いが増加し、売上高は87億6千3百万円（前期比12.1%増）となりました。一方、流通加工業は取扱個数が増加したものの、出荷件数の減少により売上高は69億3千8百万円（前期比0.6%減）となりました。陸上運送業は、自動車運送・配送ともに取扱量は減少しましたが、一部料金の見直しにより、売上高は116億3千万円（前期比1.7%増）となりました。

以上の結果、国内物流事業の売上高は284億7千5百万円（前期比13億5千5百万円の増収、5.0%増）、営業利益は29億7千5百万円（前期比2千6百万円の増益、0.9%増）となりました。

国際物流事業

国際物流事業におきましては、国際運送取扱業は複合一貫輸送とプロジェクト貨物の取扱いが減少しましたが、輸出車両の海上輸送取扱いの増加、並びに、コンテナ運賃の期中での一時的な上昇もあり、売上高は198億1千6百万円（前期比15.5%増）となりました。航空運送取扱業は、輸出入ともに取扱いは減少しましたが、北米向け危険物緊急輸送の取扱いが寄与し、売上高は12億6千7百万円（前期比10.7%増）となりました。一方、港湾作業は、船内荷役、沿岸荷役とも取扱いが減少し、売上高は18億4千3百万円（前期比5.4%減）となりました。

以上の結果、国際物流事業の売上高は229億2千6百万円（前期比26億7千7百万円の増収、13.2%増）、営業利益は16億3千8百万円（前期比3億4千6百万円の増益、26.8%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、長引く地政学的緊張や資源価格の高止まりによる物価上昇、更には米国の政策動向など、先行きは不透明で予断を許さない状況にあります。物流業界においては、国際面は米中間における貿易摩擦の激化によるサプライチェーンの不安定化が懸念されており、国内ではトラックドライバーを中心とした労働力不足への対応など、当社グループの業績にも影響を及ぼすことが懸念されます。

当社は、引き続きグループ内の連携を強化することで顧客ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより、新規顧客の獲得と安定的な貨物取扱いの確保に努めるほか、国内外の有力拠点への施設拡充も視野に入れつつ、生産性の向上を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも一層のご指導とご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は29億3千2百万円であり、その主なものは横浜地区における新倉庫建設工事です。

なお、当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、主に銀行借入金および自己資金によりまかなっており、そのほかに新倉庫建設に充当するため横浜市より融資を受けております。

(4) 財産および損益の状況

区 分	2021年度 第75期	2022年度 第76期	2023年度 第77期	2024年度 第78期(当期)
売上高 (百万円)	54,108	59,821	46,520	50,452
経常利益 (百万円)	3,286	3,958	2,988	3,101
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,263	2,704	2,049	2,188
1株当たり当期純利益 (円)	346.64	414.26	313.90	335.26
総資産 (百万円)	41,989	44,437	49,499	51,106
純資産 (百万円)	21,493	24,456	28,235	30,256
1株当たり純資産 (円)	3,291.97	3,745.95	4,324.67	4,634.46

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ケイヒン配送株式会社	90百万円	100.0 (29.6)	流通加工、宅配
ケイヒン陸運株式会社 (本店 東京都足立区)	30	100.0 (75.0)	陸上運送、倉庫荷役、 流通加工
ケイヒン陸運株式会社 (本店 愛知県大府市)	50	100.0 (75.0)	
ケイヒン陸運株式会社 (本店 兵庫県神戸市)	90	100.0 (80.0)	
ケイヒン海運株式会社	10	100.0 (—)	国際運送取扱、通関、 船舶代理店
ケイヒン港運株式会社	52	100.0 (75.0)	国際運送取扱、通関、 港湾作業
ケイヒン航空株式会社	50	100.0 (75.0)	航空運送取扱、通関
ケイヒンコンテナ急送株式会社	30	100.0 (75.0)	海上コンテナ輸送
オーケーコンテナエクスプレス株式会社	20	100.0 (100.0)	
ダックシステム株式会社	10	100.0 (80.0)	物流システムソフト開発、 情報処理
ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド	1,000千香港ドル	100.0 (—)	国際運送取扱、通関
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	27,454千フィリピン ペソ	100.0 (—)	
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	8,250千フィリピン ペソ	100.0 (80.0)	
ケイヒン マルチトランス(シンガポール) プライベート リミテッド	1,200千シンガポール ドル	100.0 (—)	
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	10,000千ニュータイワン ドル	50.0 (25.0)	

(注) 1. 議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合であります。

2. ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

(6) 主要な営業所

① 当 社

名 称	所 在 地	所 属 事 業 所
本 社	東京都港区	
関 東 営 業 部	東京都港区	新お台場・大井8号・大井輸出入・ワールド（青海）・城北・港南・板橋・千葉・東扇島・大黒埠頭・本牧埠頭・山下埠頭・本牧・本牧CC・神奈川
国 際 輸 送 営 業 部	東京都港区	
港 湾 運 送 営 業 部	神奈川県横浜市	
東 海 営 業 部	愛知県名古屋市	名港西・大府・中川
関 西 営 業 部	大阪府大阪市	堺浜・茨木・高槻・六甲冷蔵・新港埠頭・摩耶埠頭
宅 配 統 轄 部	神奈川県横浜市	

② 子会社および関連会社

会 社 名	本社所在地
ケイヒン配送株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン陸運株式会社	東京都足立区
ケイヒン陸運株式会社	愛知県大府市
ケイヒン陸運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン海運株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン港運株式会社	兵庫県神戸市
ケイヒン航空株式会社	東京都港区
ケイヒンコンテナ急送株式会社	東京都品川区
オーケーコンテナエクスプレス株式会社	東京都品川区
ダックシステム株式会社	神奈川県横浜市
ケイヒン マルチトランス（ホンコン）リミテッド	香港
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	フィリピン
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	フィリピン
ケイヒン マルチトランス（シンガポール）プライベート リミテッド	シンガポール
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	台湾

(注) ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドは、持分法適用関連会社であります。

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
国内物流事業	538名	1名増
国際物流事業	277名	1名減
全社(共通)	82名	4名増
合計	897名	4名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で917名おります。
3. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
307名	7名増	40.1歳	15.7年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 上記のほか、臨時従業員が年間平均で107名おります。

(8) 主要な借入先および借入額

借入先	借入額
横浜市	2,210百万円
株式会社横浜銀行	1,582
株式会社三菱UFJ銀行	1,171
株式会社三井住友銀行	905
株式会社日本政策投資銀行	408

- (注) 上記の借入額は社債を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,800,000株
(2) 発行済株式の総数 6,536,445株 (自己株式7,809株を含む。)
(3) 株 主 数 2,954名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
京 友 株 式 会 社	613 ^{千株}	9.40%
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	497	7.61
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	482	7.39
フ ィ ー ド ・ ワ ン 株 式 会 社	465	7.13
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	443	6.80
株 式 会 社 横 浜 銀 行	325	4.99
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	296	4.54
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	275	4.23
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	196	3.01
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	122	1.87

(注) 持株比率は、自己株式 (7,809株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2025年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大津育敬	代表取締役会長		・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長
杉山光延	代表取締役社長		・エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役社長
関本篤弘	専務取締役	営業部門管掌 宅配統轄部長	・ケイヒン配送株式会社代表取締役社長
大津英敬	専務取締役	管理部門管掌 社長室長兼 システム統轄部長	
坂井賢敏	常務取締役	国際担当兼 港湾運送営業部長	・ケイヒン海運株式会社代表取締役社長 ・ケイヒン マルチトランス（シャンハイ）カンパニー リミテッド 董事長
荒井正俊	取締役	財務部長	
吉村裕	取締役	総務部長兼 人財開発部長	
筒井章太	取締役	営業統轄部長	
葉梨陽一郎	取締役	関東営業部長	・ケイヒン陸運株式会社（本店 東京都足立区）代表取締役社長
本保芳明	取締役		・イオンディライト株式会社社外取締役
野口隆	取締役		
野村洋資	常勤監査役		
杉野直樹	常勤監査役		
森信一	監査役		・東亜道路工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役本保芳明および野口隆の両氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役杉野直樹および監査役森信一の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役野村洋資氏は当社財務部門を含む管理部門の責任者を歴任しており、また、常勤監査役杉野直樹氏は金融機関の財務部門における責任者を務めた経験があり、両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役本保芳明および野口隆の両氏ならびに常勤監査役杉野直樹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役2名および監査役3名との間で、定款の規定に基づいて責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、当該社外取締役または監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度とするものです。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および国内子会社の取締役、監査役および重要な使用人であり、保険料は当社が全額負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約に免責額についての定めを設け、一定額に至らない損害については補填の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役（社外取締役は除く）の報酬は、月例の固定報酬および退職慰労金で構成しており、固定報酬は、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で算定するものとし、個人別の報酬額については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が役位・業績等を勘案した上で決定するものとしております。退職慰労金は、株主総会の決議により退任後に支給するものとし、具体的金額については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が内規に従い役位・在任年数・功績に応じて算定した上で決定するものとしております。

社外取締役および監査役の報酬は、経営に対する独立性・中立性を図る観点から、月例の固定報酬のみとしており、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で算定するものとし、個人別の報酬額については、取締役については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が役割等を勘案した上で決定するものとし、監査役については、監査役の協議により、役割等を勘案した上で決定しております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議年月日は、2015年6月26日であり、決議の内容は、取締役の報酬等の金額（ただし、退職慰労金の金額は含まない。）を年額3億6,000万円以内（うち社外取締役分2,000万円以内）、監査役の報酬等の金額（ただし、退職慰労金の金額は含まない。）を年額7,000万円以内とし、取締役の報酬等の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしております。また、当該決議に係る役員の数員数は、取締役は13名（うち社外取締役2名）、監査役は4名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長杉山光延氏が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、株主総会の決議により定められた限度額の範囲内で、固定報酬については役位・業績等を勘案した上で、退職慰労金については内規に従い役位・在任年数・功績に応じて算定した上で決定するというものであります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や経営状況を踏まえた上で、各取締役の公正な評価を行い得る立場にある代表取締役社長に委任することが妥当であると判断したためであり、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬額等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	306 (12)	238 (12)	－ (－)	－ (－)	68 (－)	11 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21 (10)	21 (10)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	3 (2)

(注) 1. 退職慰労金には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額68百万円を記載しております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額49百万円を支払っております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役本保芳明氏は、イオンディライト株式会社の社外取締役であります。なお、当社とイオンディライト株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

監査役森信一氏は、東亜道路工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社と東亜道路工業株式会社との関係で記載すべき該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
本保芳明	取締役	当事業年度開催の取締役会10回中9回に出席し、国土交通省における長年の経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
野口隆	取締役	当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験等を踏まえ、適宜意見を述べております。
杉野直樹	監査役	当事業年度開催の取締役会10回全てに、また、監査役会12回全てに出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。
森信一	監査役	当事業年度開催の取締役会に10回中9回、また、監査役会に12回中11回出席し、金融機関における長年の経験等を踏まえ、また、法令遵守等の視点に立ち、適宜意見を述べております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役本保芳明氏は、国土交通省における長年の経験と経営者としての幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に就任いただいております。同氏には、国土交通省における経験と経営者としての経験を生かし、物流業界を含む幅広い視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しており、取締役会はもとより、業務執行に関する事項を決定する会議にも適宜出席し、独立の立場から意見等を述べております。

取締役野口隆氏は、長年にわたり会社の経営に携わっており、その経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に就任いただいております。同氏には、経営者としての経験と金融機関における経験を生かし、当社の属する業界にとらわれない視点から当社の経営に対し貴重な意見・助言をいただく等、経営監督機能の強化に資する役割を期待しており、取締役会はもとより、業務執行に関する事項を決定する会議にも適宜出席し、独立の立場から意見等を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

(i) 当事業年度に係る報酬等の額 43百万円

(ii) 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 43百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(i)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法、公認会計士法等の法令に定める事由の発生等により、会計監査人の職務の適切な執行に支障をきたすことが認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会社法第340条の規定により、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけており、将来における企業の成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、2025年5月20日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしました。

- ① 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 80円00銭
配当総額 522,290,880円
- ② 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システム（当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制）を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定する。
 - ② コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行う。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づき、コンプライアンス体制の整備・推進を図る。
 - ③ コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルプライン」を設け、その窓口として「社内ヘルプライン窓口」を当社内に、「社外ヘルプライン窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置する。
 - ④ コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、「危機管理委員会」を経て、その内容・対処案等を代表取締役、取締役会、監査役に報告する。
 - ⑤ 内部監査部門として「内部統制室」を置き、「内部監査規程」に基づいてコンプライアンスを含めた内部監査を行う。

- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係を遮断する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図る。
 - ② 損失等の発生が懸念・予測される場合、および現実が発生した場合は、直ちに「危機管理委員会」に報告する。
 - ③ 損失が発生した場合は、必要に応じて「対策本部」を設置し、損失の拡大を防止するとともに、損失を最小限に止める措置を講ずる。
 - ④ 「内部統制室」は、監査計画を策定し、定期的に内部監査を実施する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率性を図るとともに、取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催するなどして、その意思決定の迅速性を確保する。
 - ② 取締役、監査役、必要によりグループ会社社長および関係者を構成員とする「グループ統轄会議」を原則として毎月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に保存し管理する。
 - ② 取締役および監査役は、これら職務執行情報を閲覧できるものとする。
5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① コンプライアンス体制とリスク管理体制については、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄するものとする。
 - ② グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、「ヘルプライン」を設け、その窓口として「社内ヘルプライン窓口」を当社内に、「社外ヘルプライン窓口」を社外の弁護士事務所内に、それぞれ設置し一元的に対応する。

- ③ グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において適時報告を受けるとともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行う。
 - ④ グループ会社の内部監査は、当社「内部統制室」が統轄して、外部専門家である監査法人に実施を委託し、その監査結果は、当社代表取締役・当該グループ会社代表取締役および「グループ統轄会議」に報告する。
 - ⑤ 当社およびグループ会社の財務報告に係る内部統制の評価および改善・指導は、当社「内部統制室」が行う。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査役の職務の補助は、「内部統制室」の使用人が兼務して行う。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助者は、その命令に関し取締役および内部統制室長の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
7. 取締役および使用人等の監査役への報告に関する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役は、当社の使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について報告を受けた場合、ならびに自らその事実を発見した場合は、社内規程に従って、直ちに代表取締役に報告し、監査役に通知する。
 - ② 当社の監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する文書をモニターし、必要に応じて当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人等から説明を受けることができるものとする。
 - ③ 当社の「危機管理委員会」は、当社およびグループ会社の「ヘルプライン」への通報等に基づく調査結果の概要等について、当社監査役に対して報告する。
 - ④ 当社の取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、会合を開催し情報および意見交換を行う。
 - ⑤ 当社は、当社の監査役が当該職務の執行のための費用を請求するときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取組みは、次のとおりであります。

1. コンプライアンスに関する体制

ケイヒングループのすべての取締役および使用人に法令等の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定し周知しております。また、当社とグループ会社とを一体化した体制として、コンプライアンス関連事項についての報告・相談窓口となる「コンプライアンスオフィサー」を各部署に配置するとともに、内部通報制度として「ヘルプライン」を設け、「社内ヘルプライン窓口」に加え、社外の弁護士事務所を窓口とする「社外ヘルプライン窓口」を設置しております。

2. リスク管理に関する体制

リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、再発防止のための措置などを審議するための組織として「危機管理委員会」を設置してグループ会社を含めた一体的なリスク管理を行っており、四半期ごとに取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告しております。

3. 内部監査に関する体制

「内部統制室」が、監査計画を策定し定期的に内部監査を実施しており、グループ会社の内部監査は「内部統制室」が統轄して、外部専門家に委託し実施しております。

4. 取締役の効率的な職務執行に関する体制

定例のほか取締役会を必要に応じて適宜臨時に開催して意思決定の迅速性を確保するほか、「グループ統轄会議」を月2回程度開催して、業務執行に係る意思決定やグループ会社の経営管理・業務遂行に係る重要事項の審議を機動的に行っております。

5. 監査役監査の実効性確保に関する体制

監査役は、取締役会および「グループ統轄会議」に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る文書をモニターし、必要に応じて当社およびグループ会社の取締役、使用人等に説明を求めるほか、「内部統制室」や会計監査人との情報・意見交換や代表取締役との会合を通じて、監査の実効性の確保を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりです。

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えます。

そのような大規模買付行為を行おうとする者に対しては、情報開示を積極的に求め、当社取締役会の判断、意見などとともに公表するなど、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるとともに、必要に応じて、会社法その他関係法令の許容する範囲内において適切な対応をしてまいります。

以 上

※本文中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	15,817	流 動 負 債	8,982
現金及び預金	9,461	営業未払金	2,943
受取手形及び営業未収金	4,504	短期借入金	2,808
電子記録債権	383	1年内償還社債	240
その他の	1,471	リース債務	261
貸倒引当金	△4	未払法人税等	640
		その他の	2,089
固 定 資 産	35,282	固 定 負 債	11,867
(有形固定資産)	24,457	社 債	280
建物及び構築物	16,183	長期借入金	4,450
機械装置及び運搬具	372	リース債務	542
器具及び備品	328	繰延税金負債	1,015
土地	6,809	役員退職慰労引当金	1,137
リース資産	727	退職給付に係る負債	2,253
建設仮勘定	36	長期前受金	966
		資産除去債務	771
(無形固定資産)	1,239	その他の	449
借地権	977		
その他の	262	負 債 合 計	20,850
(投資その他の資産)	9,585	純 資 産 の 部	
投資有価証券	8,303	株 主 資 本	26,672
繰延税金資産	187	資 本 金	5,376
その他の	1,139	資 本 剰 余 金	4,415
貸倒引当金	△45	利 益 剰 余 金	16,895
		自 己 株 式	△14
繰 延 資 産	7	その他の包括利益累計額	3,583
社債発行費	7	その他有価証券評価差額金	2,926
		為替換算調整勘定	532
		退職給付に係る調整累計額	125
資 産 合 計	51,106	純 資 産 合 計	30,256
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	51,106

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
	百万円	百万円
売上高		50,452
売上原価		45,369
売上費用	32,672	
人賃減税その他	5,667	
案件借償	3,690	
却	1,927	
の	305	
利益	1,105	
営業利益		5,082
一般管理費		2,183
営業外収益		2,898
受取配当	44	
受取の	246	
その	64	
営業外費用		152
支為そ	65	
の	69	
の	17	
経常利益		3,101
特別利益		118
投資有価証券売却益	117	
固定資産売却益	0	
特別損失		47
固定資産処分損	43	
投資有価証券評価損	3	
税金等調整前当期純利益		3,171
法人税、住民税及び事業税		1,072
法人税等調整額		△90
当期純利益		2,188
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		2,188

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 4,415	百万円 15,163	百万円 △14	百万円 24,941
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△457		△457
親会社株主に帰属する当期純利益			2,188		2,188
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,731	△0	1,731
2025年3月31日残高	5,376	4,415	16,895	△14	26,672

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2024年4月1日残高	百万円 2,981	百万円 265	百万円 46	百万円 3,293	百万円 28,235
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当				-	△457
親会社株主に帰属する当期純利益				-	2,188
自己株式の取得				-	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△55	266	78	290	290
連結会計年度中の変動額合計	△55	266	78	290	2,021
2025年3月31日残高	2,926	532	125	3,583	30,256

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

ケイヒン配送株式会社

ケイヒン陸運株式会社〔本店 東京都足立区〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 愛知県大府市〕

ケイヒン陸運株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕

ケイヒン海運株式会社

ケイヒン港運株式会社

ケイヒン航空株式会社

ケイヒンコンテナ急送株式会社

オーケーコンテナエクスプレス株式会社

ダックシステム株式会社

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

(2) 主要な非連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッドほか1社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額) および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の名称

ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ベトナム) カンパニー リミテッド

エヴェレット (インディア) プライベート リミテッド

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の名称等

ケイヒン マルチトランス (シンガポール) プライベート リミテッド

ケイヒン マルチトランス (ホンコン) リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション

決算日が連結決算日と異なる連結子会社4社の決算日は、いずれも2024年12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日の計算書類を使用しております。ただし、2025年1月1日から2025年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物及び器具備品のうちコンピュータ機器

定額法

上記以外の有形固定資産

主に定率法

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

□ 役員退職慰労引当金

当社および主要な連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

①国内物流事業

国内物流に関わる様々なサービスを顧客へ提供しており、そのうち倉庫保管、倉庫荷役、流通加工業は、一時点で充足する履行義務であると判断し、作業完了時に収益を認識しております。他方、陸上運送業については、一定期間にわたって充足する履行義務であると判断し、運送期間に応じた進捗把握に基づき収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②国際物流事業

国際物流に関わる様々なサービスを顧客へ提供しており、そのうち海貨・通関業務、港湾作業は一時点で充足する履行義務であると判断し、作業完了時に収益を認識しております。他方、海上運送業・航空運送業については、一定期間にわたって充足する履行義務であると判断し、運送期間に応じた進捗把握に基づき収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

□ ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利

スワップについては特例処理によっております。

ハ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結会計年度末における退職給付債務に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。また、国内連結子会社は簡便法により期末要支給額の100%を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

有形固定資産	24,457百万円
無形固定資産	1,239百万円
減損損失	－百万円

2. その他の情報

(1) 算出方法

当社グループは、原則として、遊休資産及び賃貸用資産については個別資産ごとに、事業用資産については当社は事業所単位で、連結子会社は会社ごとにグルーピングを行い、資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの前期以前の継続的なマイナス又は当期以降の継続的なマイナス見込み、経営環境の著しい悪化等の有無を確かめることにより、減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

(2) 主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された収支計画に基づいて行っております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、収支計画の基礎となる市場の動向や商圏内の環境、取引先の荷動きの状況の予測、事業の生産性に応じて事業所ごとに作成した将来売上予測及び将来営業損益予測であります。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りについて、経済環境の変化等による影響を受ける場合には、減損損失が発生する可能性があります。

IV. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」として表示しておりました「受取利息」(当連結会計年度44百万円)と「受取配当金」(当連結会計年度246百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度における、「受取利息」の金額は44百万円、「受取配当金」の金額は210百万円であります。

一方、前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外費用」の「社債発行費償却」(当連結会計年度7百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

加えて、前連結会計年度に「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」(前連結会計年度2百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては独立掲記しております。

V. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	8,582百万円	(3,903百万円)
土地	6,456	(4,347)
投資有価証券	107	(-)
合計	15,146	(8,250)

(2) 担保に係る債務

1年内返済長期借入金	1,081百万円	(-百万円)
長期借入金	4,393	(-)
合計	5,474	(-)

上記のうち(内書)は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 43,955百万円

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 6,536,445株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月20日 取締役会	普通株式	457	70.00	2024年3月31日	2024年6月28日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2025年5月20日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の
とおり提案する予定であります。

- ① 配当金の総額 522百万円
- ② 1株当たり配当額 80円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社および連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入および社債により調達しております。

受取手形及び営業未収金に係るリスクは、営業業務取扱規程に従いリスク低減を図っております。

また、外貨建て営業債権については、為替変動リスクに対して為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価を把握しております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および物流施設の投資・改修（長期）であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って、行うこととしており、必要に応じて取締役会の承認をいただくこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	9,461	9,461	—
(2) 受取手形及び営業未収金	4,504	4,504	—
(3) 電子記録債権	383	383	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	7,675	7,675	—
(5) 営業未払金	(2,943)	(2,943)	—
(6) 短期借入金	(1,701)	(1,701)	—
(7) 長期借入金	(5,558)	(4,888)	△670
(8) 社債	(520)	(516)	△3
(9) リース債務	(803)	(778)	△25
(10) デリバティブ取引	—	—	—

注1 負債に計上されているものについては、() で表示しております。

注2 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額627百万円）は、(4)投資有価証券 その他有価証券には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融資産

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	7,675	－	－	7,675
資産計	7,675	－	－	7,675

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金及び預金、受取手形及び営業未収金、電子記録債権、営業未払金、短期借入金（ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

時価	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	4,888	－	4,888
社債	－	516	－	516
リース債務	－	778	－	778
負債計	－	6,183	－	6,183

注 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

時価については、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県横浜市その他の地域において、賃貸用の施設を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)
2,556	3,241

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を合理的に調整した金額であります。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	報告セグメント (百万円)		合計 (百万円)
	国内物流事業	国際物流事業	
倉庫	8,721	—	8,721
流通加工	6,938	—	6,938
陸上運送	10,956	—	10,956
国際運送取扱	—	19,816	19,816
航空運送取扱	—	1,267	1,267
港湾作業	—	1,727	1,727
その他	33	—	33
顧客との契約から生じる収益	26,651	22,810	49,461
その他の収益 (注)	990	—	990
外部顧客への売上高	27,641	22,810	50,452

(注) 「その他の収益」の区分は、施設賃貸の収益であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	4,904百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	4,888

(注) 当社グループにおいては契約資産及び契約負債はありません。

4. 残存する履行義務に配分した取引価格

残存する履行義務に配分した取引金額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

1年以内	436百万円
1年超	-
合計	436

X. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 4,634円46銭
- 1株当たり当期純利益 335円26銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	8,034	流動負債	8,425
現金及び預金	3,099	短期借入金	2,851
受取手形	5	長期借入金	2,391
営業未収債権	3,540	1年内返済長期借入金	1,097
電子記録債権	383	1年内償還社債	180
貯蔵費	17	リース債権	30
前払替費	126	未払費用	658
立替入金	447	未払法人税等	174
未収貸付金	383	未預かり受取	435
短期貸の引当	20		451
乏倒引当	10		153
	△0		
固定資産	33,570	固定負債	10,582
(有形固定資産)	22,857	社債	250
建物	15,381	長期借入金	4,422
構築物	266	リース未払金	78
機械及び装置	170	長期借入金	9
車両運搬具	4	繰上金	911
器具及び備品	249	退職給付引当金	1,358
土地	6,654	退職慰労引当金	1,085
建設仮勘定	98	繰上損失引当金	304
	30	繰上負債	966
		繰上金	771
		繰上他	425
		負債合計	19,007
(無形固定資産)	1,263	純資産の部	
借入地権	977	株主資本	19,884
ソフトウエア	272	資本剰余金	5,376
その他の	14	資本剰余金	3,689
(投資その他の資産)	9,449	資本準備金	3,689
投資有価証券	7,513	利益剰余金	10,832
関係会社株	1,095	利益準備金	984
長期貸付証券	169	その他利益剰余金	9,847
差入保の証	622	固定資産圧縮立金	717
乏倒引当	88	別途積立金	1,513
	△40	繰上利益剰余金	7,616
		自己株式	△14
繰延資産	6	評価・換算差額等	2,719
社債発行費	6	その他有価証券評価差額金	2,719
資産合計	41,610	純資産合計	22,603
		負債及び純資産合計	41,610

*記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

科 目		金 額	
		内 訳	合 計
		百万円	百万円
売 上	高 価		40,048
作 業 費	業 務 費	29,703	36,805
人 賃	借 賃	2,110	
減 価	償 却	2,710	
税 金	の 他	1,648	
そ の 他	の 他	283	
売 上 益	利 益	348	3,242
一 般 管 理 費	利 益		1,373
営 業 外 収 入	利 益		1,869
受 取 配 当	利 益	5	291
受 取 配 当	の 他	245	
そ の 他	の 他	40	
営 業 外 費 用	利 益		177
支 払 利 差	息 損	65	
為 替 差 額	損 益	73	
関 係 会 社 損 失 引 当 金 繰 入	の 他	30	
そ の 他	の 他	8	
経 常 利 益	利 益		1,983
特 別 利 益	利 益		117
投 資 有 価 証 券 売 却 益	利 益	117	
固 定 資 産 売 却 益	利 益	0	
特 別 損 失	損 失		47
固 定 資 産 処 分 損	損 失	43	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	損 失	3	
税 引 前 当 期 純 利 益	利 益		2,053
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税 額		733
法 人 税 等 調 整 額	税 額		△90
当 期 純 利 益	利 益		1,410

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本		
	資本金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	百万円 5,376	百万円 3,689	百万円 3,689
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			-
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の減少			-
固定資産圧縮積立金の取崩			-
当期純利益			-
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			-
事業年度中の変動額合計	-	-	-
2025年3月31日残高	5,376	3,689	3,689

項 目	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
固定資産圧縮積立金		別途積立金	繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高	百万円 984	百万円 738	百万円 1,513	百万円 6,641	百万円 9,878
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△457	△457
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の減少		△9		9	-
固定資産圧縮積立金の取崩		△11		11	-
当期純利益				1,410	1,410
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-
事業年度中の変動額合計	-	△21	-	974	953
2025年3月31日残高	984	717	1,513	7,616	10,832

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年4月1日残高	百万円 △14	百万円 18,930	百万円 2,705	百万円 2,705	百万円 21,636
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△457		－	△457
実効税率変更に伴う 固定資産圧縮積立金の減少		－		－	－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－	－
当 期 純 利 益		1,410		－	1,410
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）		－	13	13	13
事業年度中の変動額合計	△0	953	13	13	966
2025年3月31日残高	△14	19,884	2,719	2,719	22,603

※記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等以外のもの

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物、構築物及び器具及び

定額法

備品のうちコンピュータ機器

上記以外の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

ソフトウェア

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

上記以外の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、費用処理することとしております。

(3) 関係会社損失引当金

関係会社の財務体質の健全化を目的として将来予想される支援およびその他の負担に備えるため、損失負担見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

①国内物流事業

国内物流に関わる様々なサービスを顧客へ提供しており、そのうち倉庫保管、倉庫荷役、流通加工業は、一時点で充足する履行義務であると判断し、作業完了時に収益を認識しております。他方、陸上運送業については、一定期間にわたって充足する履行義務であると判断し、運送期間に応じた進捗把握に基づき収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

②国際物流事業

国際物流に関わる様々なサービスを顧客へ提供しており、そのうち海貨・通関業務、港湾作業は一時点で充足する履行義務であると判断し、作業完了時に収益を認識しております。他方、海上運送業については、一定期間にわたって充足する履行義務であると判断し、運送期間に応じた進捗把握に基づき収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

7. ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用として処理しております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した額

有形固定資産	22,857百万円
無形固定資産	1,263百万円
減損損失	－百万円

2. その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「受取利息及び配当金」として表示しておりました「受取利息」(当事業年度5百万円)と「受取配当金」(当事業年度245百万円)は金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度における「受取利息」の金額は9百万円、「受取配当金」の金額は218百万円であります。

一方、前事業年度に「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」(前事業年度2百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しております。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	8,582百万円	(3,903百万円)
土	地	6,456	(4,347)
投 資 有 価 証 券		107	(-)
合 計		15,146	(8,250)

(2) 担保に係る債務

1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	1,081百万円	(- 百万円)
長 期 借 入 金	4,393	(-)
合 計	5,474	(-)

上記のうち（内書）は工場財団抵当、港湾運送事業財団抵当ならびに当該債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 41,063百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	585百万円
短期金銭債務	2,645

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高	1,587百万円	売 上 原 価	11,641百万円
-------	----------	---------	-----------

営業取引以外の取引による取引高

16百万円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

普 通 株 式	7,809株
---------	--------

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金損金算入限度超過額	427百万円
役員退職慰労引当金損金不算入額	342
資産除去債務	243
関係会社株式評価損否認	218
関係会社損失引当損	95
減価償却費	70
減損損失	62
長期前受金	54
未払事業税	32
未払事業所税	14
その他	23
繰延税金資産小計	1,584
評価性引当額	△682
繰延税金資産合計	901

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△330百万円
その他有価証券評価差額金	△1,251
資産除去債務に対応する除去費用	△231
その他	△0
繰延税金負債合計	△1,812
繰延税金資産又は負債(△)の純額	△911

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げが行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が29百万円増加し、法人税等調整額が6百万円減少しております。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

種類：子会社

属性	会社の名称	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との 事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ケイヒン配送 株式会社	所有 直接 70.36 間接 29.64	業務の発注 資金の調達	国内運送委託	1,619	営業未払金	172
				資金の返済	700	短期借入金	700
				資金の借入	700		
				利息の支払い	5	前払費用	1
子会社	ケイヒン陸運 株式会社 (本店 兵庫県 神戸市)	所有 直接 20.00 間接 80.00	業務の発注	国内運送委託	4,738	営業未払金	812

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

種類：役員及び個人主要株主等

属性	会社の名称 又は氏名	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との 事業上の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 を所有し ている 会社等	京友 株式会社	被所有 直接 9.42	設備の購入 設備の修繕、保守 土地建物の賃借 事務機器等のリース	設備の修繕、保守	469	未払金	123
				設備の購入	445	リース債務	98
				事務機器等の リース料の支払	73	営業未払金	94
				土地建物の賃借	66	差入保証金	51
				リース資産の購入	3		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 京友株式会社は、当社役員大津英敬およびその近親者が直接・間接にて100%を保有しております。取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

X. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「I.重要な会計方針に係る事項に関する注記 5.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	3,462円13銭
2. 1株当たり当期純利益	216円06銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

ケイヒン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須藤 謙
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 諸 貴 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケイヒン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

ケイヒン株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 謙
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 諸 貫 健太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケイヒン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、テレビ会議システム等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

ケイヒン株式会社 監査役会
常勤監査役 野村洋資 ㊟
常勤監査役 (社外監査役) 杉野直樹 ㊟
監査役 (社外監査役) 森 信一 ㊟

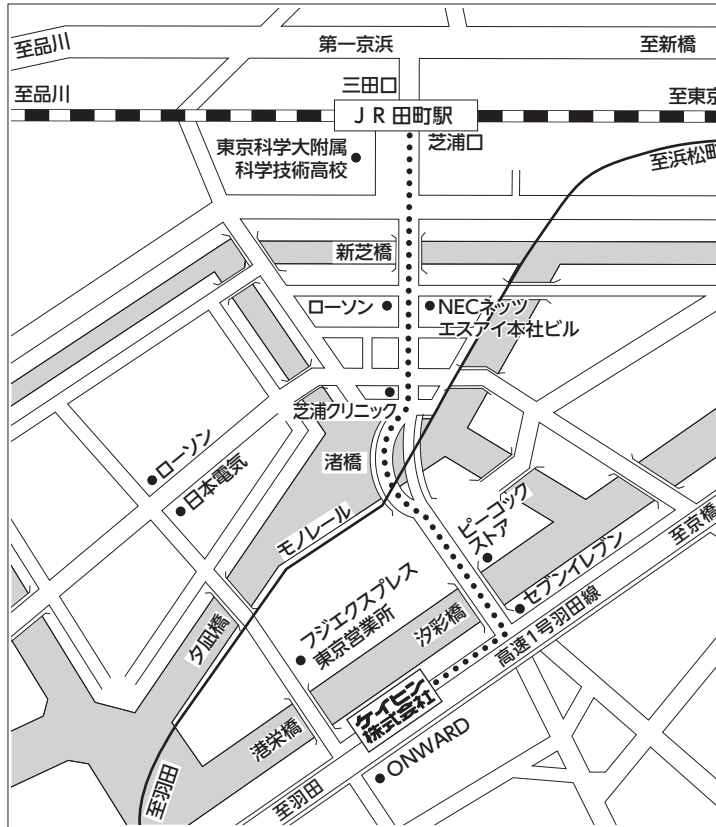
以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸3丁目4番20号

ケイヒン株式会社 本社6階会議室

電話 (03)3456-7801 (代表)



JR田町駅芝浦口より徒歩15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。